

奈良県訓令第五号

各部 課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第三中「万葉文化館 美術館」を「美術館 万葉文化館」に改める。